

○ 諫早市建設工事総合評価落札方式試行要領

一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 23 諫契第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事の入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（令第 167 条の 13 の規定により指名競争入札において準用する場合を含む。）（以下「総合評価一般競争入札」という。）を試行的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「総合評価落札方式」とは、総合評価一般競争入札により落札者を決定することをいう。

(総合評価落札方式の種類等)

第 3 条 総合評価落札方式の種類は次の各号のとおりとし、その対象となる工事は一般競争入札により契約を締結する工事のうち当該各号に該当するものとする。

- (1) 標準型 入札者が提示する技術等に係る提案、入札者の施工能力、配置予定技術者の能力、施工計画及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが適当と認められる工事
- (2) 簡易型 入札者の施工能力、配置予定技術者の能力、施工計画及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが適当と認められる工事
- (3) 特別簡易型 入札者の施工能力、配置予定技術者の能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが適当と認められる工事

(学識経験を有する者の意見聴取)

第 4 条 総合評価落札方式の実施にあたって、総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利な

ものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者に意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価落札方式による評価の方法）

第5条 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100点）に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）と当該入札者の入札価格を、次に掲げる式によって計算した評価値をもって行うものとする。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

（入札公告に記載する事項）

第6条 総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、諫早市契約規則（平成17年規則第54号）第3条第2項各号に規定する事項に加え、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式により実施する入札であること
- (2) 総合評価技術資料の内容及び提出に関する事項
- (3) 総合評価に関する評価項目及び評価基準
- (4) 落札者の決定方法
- (5) その他総合評価落札方式に関する事項

（技術資料の提出）

第7条 前条に規定する入札に参加しようとする者は、入札公告に記載された期限までに、技術資料を提出しなければならない。

2 技術資料提出後、既に提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き、認めないものとする。

(技術資料の審査)

第8条 第3条第1号又は第2号の規定により、標準型又は簡易型の方式により行う総合評価一般競争入札で提出された技術資料の審査は、諫早市建設工事指名審査委員会において行うものとする。

(総合評価落札方式による入札における特例)

第9条 この要領に基づき入札(電子入札を除く。)をするときは、別に定める規程等の規定にかかわらず、開札後に入札会場において予定価格を公表するものとする。ただし、入札が不調に終わった場合には、当該予定価格は公表しないものとする。

(入札の無効)

第10条 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者がした入札は、無効とする。

(開札)

第11条 開札は、入札(電子入札を除く。)後直ちに入札会場において行い、落札者決定の保留を宣言する。

(落札者の決定)

第12条 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であり、かつ、最低制限価格以上の価格である入札者のうち、第5条に規定する算定方法により算定した評価値が最も高い者を落札者とするものとする。この場合において、評価値が最も高い者が2者以上いるときは、入札価格が低いものを落札者とするものとし、入札価格が同一のときは、くじにより決定するものとする。

(落札結果の公表)

第13条 総合評価落札方式により落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をしなければならない。

2 前項の規定により落札者決定の通知をしたときは、入札結果表の閲覧により、入札参加者、入札金額、予定価格、技術評価点及び評価値を公表するものとする。

(秘密の保持)

第14条 この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料は、総合評価落札方式に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。